

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、ステークホルダーである株主、従業員、取引先等を重視する基本方針をもとに、経営環境の変化に迅速かつ的確に対応し、経営の効率性、透明性を向上させ、企業価値を高めることを重要な経営課題の一つと考えております。

当社では、コーポレート・ガバナンスを強化するため、取締役会と連携して、内部監査及び監査役の監査機能あるいは社内組織・業務分掌における牽制機能などを有効に発揮させることによって、経営の効率性、透明性を向上させるよう努めております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

【補充原則4-3-2】

当社は、代表取締役を選任するための客観性・適時性・透明性ある具体的な手続は定めておりません。しかし、代表取締役の選任を検討する状況になった場合には、業務執行取締役及び執行役員が十分に議論を尽くし、社外役員の関与・助言を得て意思決定することとしております。

【補充原則4-3-3】

当社は、代表取締役を解任するための客観性・適時性・透明性ある具体的な手続は定めておりません。しかし、代表取締役の解任を検討する状況になった場合には、業務執行取締役及び執行役員が十分に議論を尽くし、社外役員の関与・助言を得て意思決定することとしております。

【補充原則4-10-1】

当社は「独立社外取締役が取締役会の過半数に達していない場合」に該当いたしますが、取締役会の下に独立社外取締役を主要な構成員とする諮問委員会(指名委員会・報酬委員会など)は設置しておりません。

なお、取締役の指名に関しては独立社外取締役に事前に説明した上で助言を得ております。また、取締役の報酬に関しては、各事業年度毎に取締役会で取締役の報酬体系の決定について決議され、その具体的な方法と金額について社外取締役、社外監査役に事前説明を行い、意見、提言を受けています。今後も継続的に独立社外取締役の関与・助言を適切かつ効率的に得る仕組みを追求してまいります。

【原則4-11 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

取締役会構成者の多様性に関して、「ジェンダー」の面では、今年度は女性役員を選任しておりません。当社では「成長を続ける社員が競争力の源泉」と考え、性別を問わず全従業員が働きがいを持てる環境を整備し、優秀な人材の登用を進めることにより、結果として将来の女性役員候補者が育成されるものと考えております。なお、当社の連結子会社である株式会社サイバー・コミュニケーションズは、女性活躍推進法に基づく優良企業として、厚生労働大臣認定(えるぼし認定)の最高位を取得しております。

また、「国際性」の面では、外国籍の役員は選任しておりませんが、長期間の海外勤務経験を持つ役員を複数名選任しており、多角的な視点から事業推進や監査監督を行える体制になっております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

【原則1-4 政策保有株式】

当社の純投資目的以外の投資を行う際の基本方針は、投資対象会社との業務提携、情報共有等を通じて当社の事業とのシナジー効果が期待されることとあります。

また、個別の保有株式について、取締役会や経営会議で定期的に継続保有の合理性を上述の基本方針に沿って検討し、検討の結果に基づいて継続保有または縮減することとしております。

なお、政策保有株式に係る議決権の行使に関しましては、投資の目的であるシナジー効果が最大限発揮され当社の企業価値向上に寄与するよう、提案された議案を検討し行使しております。

【原則1-7 関連当事者間の取引】

当社では、役員及び役員が実質的に支配する法人との競業取引及び利益相反の生じる恐れのある取引を行う場合には、会社法および当社の取締役会規程に基づき、取締役会における事前承認を求めています。また、関連当事者取引については、年に一度取締役会へ報告が行われております。

【原則2-6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社は、コードが想定している基金型・規約型の確定給付年金及び厚生年金基金を導入しておらず、企業型確定拠出年金制度を導入しております。

なお、企業型確定拠出年金制度については従業員向け説明会を実施し、受益者の理解を促進しております。

【原則3-1 情報開示の充実】

(1)当初の中長期の成長戦略について、毎四半期の決算説明資料において説明を行っております。

(2)本報告書「1.コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報」の「1.基本的な考え方」に記載のとおりです。また、当社ウェブサイト及び有価証券報告書においても記載しております。

(3)各取締役の報酬は、株主総会で決議された総額の範囲内で、各期の業績や当該業績への貢献等を踏まえ、取締役会から一任を受けた代表取締役が決定しております。

(4)取締役候補者につきましては、当社の経営を的確、公正かつ効果的に遂行できる知識及び経験を有していること、法令及び企業倫理の遵守

に徹する見識を有すること等を総合的に判断し、選定及び指名を行っております。監査役候補者につきましては、法律や財務等に関する高い専門性や幅広い知見を有していること、客観的かつ中立的な立場から監査を行い、経営の健全性確保に貢献できること等を総合的に判断し、監査役会の同意を得た上で選定及び指名を行っております。取締役及び監査役の解任につきましては、企業価値を著しく毀損する行為を行った場合、公序良俗に反する行為を行った場合などに、事前に社外役員から助言を得たうえで、取締役会で決議し、株主総会に付議することとしております。

(5)個々の取締役候補者及び監査役候補者の選任理由については、株主総会招集通知にて開示しております。また、取締役及び監査役の解任については、過去に実績はございませんが、今後実施する場合には、株主総会招集通知に理由を開示いたします。

【補充原則4-1-1 経営陣に対する委任の範囲及びその概要】

当社は、社内規程において、取締役会と経営陣の権限を明確に定めております。

取締役会は、法令・定款に定める事項のほか、金額規模・経営戦略上の重要性を考慮して取締役会決議が必要と判断される事項のほかは、業務執行機関へ裁量を与え、業務執行の柔軟性・迅速性を確保しております。

【原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社の独立社外取締役は、自らの知見に基づく客観的かつ適切な監督といった役割が期待されることを留意しつつ、会社法の社外性要件や、東京証券取引所が定める独立社外取締役の要件を参考として、当社との間に重要な利害関係がなく、一般株主と利益相反が生じない者から選任しております。

【補充原則4-11-1 取締役会の知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方】

当社は、取締役会の構成が知識・経験・能力において最大化・多様化するよう、かつそこでの議論が実質的なものとして活性化するよう努めております。その実現のため、取締役の人数を最大10名と定款に定めており、現在は独立社外取締役2名を含む取締役8名を選任しております。

【補充原則4-11-2 取締役・監査役の兼任状況】

取締役及び監査役(候補者を含む)の重要な兼職の状況は株主総会招集通知及び有価証券報告書において毎年開示しております。

【補充原則4-11-3 取締役会全体の実効性の分析・評価】

当社は、取締役会の実効性の更なる向上を目的として、毎年、当社取締役会を振り返り、次年度以降に注力すべき課題を把握するために、当社の取締役及び監査役の全員に対して、以下の項目に関するアンケート調査を実施いたしております。

アンケート調査の項目：「取締役会の構成等」、「取締役会の運営等」、「取締役会の議題等」、「取締役会を支える体制等」

アンケートの集計結果を踏まえ、取締役会の実効性に関する分析・評価を取締役会事務局において行い、取締役会において評価結果を報告しております。

2019年度の取締役会の評価結果の概要は以下の通りです。

「取締役会の構成等」

・取締役会の構成等の観点では、一定の実効性を確認。

・社外取締役の増員について課題を確認。

「取締役会の運営等」

・取締役会の開催頻度について妥当な範囲で行われている旨を確認。

・取締役会に提出される資料の事前共有については改善の余地があるとの意見を確認。

「取締役会の議題等」

・取締役会の議題等の観点では、一定の実効性を確認。

・内部統制やリスク管理体制に関する議論をより充実させていくべきとの意見を確認。

「取締役会を支える体制等」

・取締役及び監査役が必要な情報入手等を行う機会が適切に確保されていることを確認。

上記のとおり、各項目ともに、当社取締役会の現状において実効性・有効性に問題ないことを確認しております。他方、評価を通じて得た課題事項について、今後改善・向上に努めていくことにより、取締役会の更なる機能向上に取り組んでまいります。

【補充原則4-14-2 取締役・監査役に対するトレーニングの方針】

当社は経営の専門家である役員が、各人の判断において必要な知識・能力の獲得に努めることを基本原則としており、社内における様々な議論を通じて、知識や能力の共有・向上を図っております。また必要な知識の習得等のために、会社の費用において適宜外部研修等を受講できるようにしております。

【原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針】

当社では以下の方針に則り、株主及び投資家との建設的な対話の促進に努めております。

・取締役CFOを責任者として、IR担当部門が中心となり株主及び投資家との対話を積極的に実施しております。また代表取締役も積極的に、株主及び投資家との対話の機会を作っております。

・四半期ごとに決算説明会を行い、代表取締役自ら事業の状況等について説明を行っております。

・決算説明会資料をはじめ、四半期ごとの詳細な財務・業績の状況をウェブサイトにて開示しております。

・株主及び投資家からの意見や懸念事項については、IR担当部門より関係部署や経営陣に対して適切にフィードバックすると共に、必要に応じて討議・検討しております。

・インサイダー情報については、社内規程に基づき情報管理を徹底すると共に、決算情報に関しては沈黙期間を設けることで、この期間のお問い合わせへの回答やコメントは控えさせて頂いております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 **更新**

10%未満

【大株主の状況】 **更新**

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
(株)電通	13,441,506	52.84
宇佐美 進典	1,983,983	7.80
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	1,771,000	6.96
日本マスタートラスト信託銀行(株)(信託口)	503,500	1.98

CARTA HOLDINGS社員持株会	498,436	1.96
永岡 英則	361,524	1.42
永井 詳二	333,300	1.31
SMBC日興証券(株)	241,300	0.95
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC)	220,391	0.87
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口5)	193,800	0.76

支配株主(親会社を除く)の有無	——
親会社の有無	株式会社電通 (上場:東京) (コード) 4324

補足説明 更新

大株主の状況は、2019年12月31日現在の状況です。
 (株)電通は、2020年1月1日付で(株)電通グループに商号を変更しております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	12 月
業種	情報・通信業
直前事業年度末における(連結)従業員数 更新	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針 更新

当社の親会社は(株)電通グループです。当社取締役のうち1名が、親会社のグループ企業の執行役員を兼職しておりますが、当該取締役は当社の非業務執行取締役として当社の企業価値向上を図るべく業務執行を監督する立場であり、具体的な業務執行は、業務執行取締役の判断のもと自主独立した意思決定を行い、事業を運営しています。また、親会社との取引に関しては、経理指導料は業務内容を勘案し当事業者間の契約により決定しており、資金取引に係る利率については市場金利を参考に、それぞれ一般取引と同様に決定しております。

当社では、親会社を含む関連当事者との取引を取締役に報告しており、公正かつ適正な取引が行われているかモニタリングしております。このような諸施策により、事業運営上当社の親会社等からの独立性は十分に確保されていると判断しています。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

——

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	会長(社長を兼任している場合を除く)
取締役の人数	8 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 更新	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	2 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
齋藤 太郎	他の会社の出身者											
高島 宏平	他の会社の出身者											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
齋藤 太郎	○	1995年4月から2009年6月まで当社の親会社である(株)電通に在籍しておりました。	広告業界での豊富な知見に加え、事業会社での幅広い経営経験があることから、当社の経営全般に対する助言を期待し、選任しております。 また、同氏と当社との間に特別の利害関係等はなく、一般株主との利益相反が生ずる恐れのない独立役員として適任であると判断しております。

高島 宏平	○	_____	オイシックス・ラ・大地㈱の経営トップとして企業経営や企業統治に関する豊富な経験と幅広い見識を有しており、当社の経営全般に対する独立した立場からの助言及び提言をいただけるものと判断し、社外取締役候補者として選任いたしました。 また、同氏と当社との間に特別の利害関係等はなく、一般株主との利益相反が生ずる恐れのない独立役員として適任であると判断しております。
-------	---	-------	--

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	なし
--------------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	5 名
監査役の数 更新	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社の会計監査は、有限責任あずさ監査法人が監査を実施し、主要な子会社についても同監査法人が会計監査を行っております。監査役は、会計監査人と監査計画から報告まで定期的に会合を設け、決算時には監査報告を受けております。その他必要に応じ、随時意見交換を行っております。

当社の内部監査につきましては、内部監査室が行っております。内部監査室は、監査役と定期的にミーティングを行い、内部監査の実施状況及び監査結果について共有を行うとともに、内部監査の実施計画、具体的実施方法、業務改善策等に関し、意見交換を行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
野口 誉成	他の会社の出身者													
茂田井 純一	公認会計士													

- 会社との関係についての選択項目
 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
 - b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
 - c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 - d 上場会社の親会社の監査役
 - e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 - f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 - g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 - h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 - i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
 - j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
 - k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
 - l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
 - m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
野口 誉成	○	——	世界有数のソフトウェア企業のグローバル内部監査に携わった経験を有しており、その知識と経験に基づく専門的な見地から監査いただくとともに、より独立した立場から監査を確保するため、選任しております。 また、同氏と当社との間に特別の利害関係等はなく、一般株主との利益相反が生ずる恐れのない独立役員として適任であると判断しております。
茂田井 純一	○	——	公認会計士・税理士としての専門知識・経験等を有し、それらをもとに適切な指導及び監査を行える人材であるためであります。 また、同氏と当社との間に特別の利害関係等はなく、一般株主との利益相反が生ずる恐れのない独立役員として適任であると判断しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新	4 名
-------------------------	-----

その他独立役員に関する事項

——

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------

該当項目に関する補足説明

当社連結業績に対する貢献意欲や士気を一層高めるとともに、企業価値の向上を図ることを目的とし、ストックオプションを付与しております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、従業員
-----------------	-----------

該当項目に関する補足説明

取締役及び従業員の業績向上に対する意欲や士気をより一層高めること等を目的とし、ストックオプションを付与しております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。
取締役及び監査役の報酬等は、それぞれ総額で開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

役員報酬は、株主総会で承認いただいた報酬の総額の範囲において、代表取締役に一任しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】 更新

社外取締役及び社外監査役に対しては、コーポレート本部が窓口となり、取締役会開催に際し事前に資料提供を行い、必要に応じて詳細な説明を実施しております。また、社外取締役及び社外監査役からの問い合わせに対しては、コーポレート本部が適宜に情報提供を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

(1)取締役及び取締役会

取締役会は取締役8名で構成されており、月に1回開催される定時取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会も開催しております。監査役の出席の下、取締役の職務執行状況の監督を行うとともに、経営の妥当性、効率性及び公正性等について適宜検討し、法令及び定款に定められた事項、並びに重要な業務に関する事項を決議し、業務執行についての意思決定を行っております。

代表取締役は取締役会の議長であり取締役会を統括するとともに、取締役会の決議を執行し、当社の業務全般を統括しております。

(2)監査役会

監査役会は、社外監査役2名を含む3名で構成されており、毎月1回定時監査役会を開催し、事業環境の状況把握及び意思決定のプロセスについて監視しております。また、各監査役は取締役会に出席し、取締役からの聴取、重要な決裁書類等の閲覧を通じ、経営の妥当性、効率性及び公正性等に関する助言や提言を行うとともに、取締役会の意思決定の過程及び業務執行状況について監査しております。また、監査法人及び内部監査室と連携を図ることにより監査機能を強化しております。

(3)内部監査室

内部監査室は、コンプライアンス体制の構築・維持に関する代表取締役直轄の責任部署であり、内部監査担当部門として、内部監査規程に基づき、グループ会社を含む各部門の業務活動に関して、運営状況、業務実施の有効性及び正確性、コンプライアンスの遵守状況等についての監査を定期的に行い、代表取締役に報告しております。また、内部監査結果及び是正状況については、監査役に報告し、意見交換を行っております。

(4)会計監査人

当社は、会計監査人として有限責任あずさ監査法人が金融商品取引法及び会社法による監査を行っております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は監査役会設置会社であり、取締役会は社外取締役2名を含む8名で構成されております。監査役会は社外監査役2名を含む3名で構成されております。

社外監査役及び社外取締役は、業界に対する知見、経営全般に対する高い見識、会計に関する専門知識を持つメンバーで構成されており、当社の取締役会に出席し、十分な経営監視機能を果たしていると判断しております。

さらに、監査役は会計監査人及び内部監査室と適宜に情報共有や意見交換を行っており、不正防止や誤謬の防止に努めております。以上のことから、当社の業務の適正性が確保できると考えられるため、現行の体制を選択しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	当社は、株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化のために、決算業務の早期化を図り、招集通知作成の早期化等の社内体制の整備に取り組んでおります。2020年3月28日開催の定時株主総会につきましては、招集通知を3月13日に発送するとともに、それに先駆け、3月4日にTDnet(東京証券取引所)への開示及び当社ホームページへの掲載を行い、早期開示に努めました。
集中日を回避した株主総会の設定	多くの株主が出席しやすい株主総会日を設定するよう努め、2020年3月28日開催の定時株主総会につきましては、土曜日開催としております。
電磁的方法による議決権の行使	株主の議決権行使環境向上の観点から、インターネットによる議決権行使を可能としております。
招集通知(要約)の英文での提供	招集通知(要約)の英訳版を作成し、和文と同じタイミングで、TDnet(東京証券取引所)への開示及び当社ホームページへの掲載を行い、海外の株主の利便性の向上を図っております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	基本方針に加え、開示方法、将来の見通しに関する留意事項、沈黙期間等について定め、当社ホームページに掲載しております。 https://cartaholdings.co.jp/	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	個人投資家向け説明会は実施していませんが、投資判断に資する補助情報を十分に含む機関投資家・アナリスト向け決算説明会の資料や動画配信の即日開示や、株主通信の発行など、情報提供の充実を図っております。	なし
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年に4回(2月、5月、8月、11月頃)、決算説明会を開催しております。証券会社のアナリストや機関投資家にご参加いただき、代表取締役社長が当社グループの決算の状況や経営戦略等の説明を行っています。 また、アナリストや機関投資家に対し、代表取締役社長、IR担当取締役及びIR担当者による個別ミーティング等を適宜実施し、証券会社が主催する機関投資家向けセミナー等にも参加しております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	海外投資家向け説明会は実施していませんが、決算短信や決算説明資料等、日本国内で使用する主要な情報は、英語へ翻訳して当社ホームページに掲載し、国内・海外投資家の情報格差を極力無くすよう努めております。 また、証券会社が主催する海外機関投資家を対象とする国内のカンファレンス等にも参加しております。	なし
IR資料のホームページ掲載	決算短信、適時開示資料、各種説明資料、有価証券報告書、四半期報告書及び株主通信を当社ホームページのIRサイトに掲載しております。 https://cartaholdings.co.jp/	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR担当部門が担当しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	ステークホルダーの立場を尊重し、企業としての社会的責任を果たすことを目的として「倫理規程」に定めております。

環境保全活動、CSR活動等の実施	当社では、自然環境保全及びECナビポイントを活用した募金など、様々なCSR活動を実施しており、具体的な活動内容につきましては当社ホームページに掲載しております。 https://cartaholdings.co.jp/
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	ステークホルダーに対する情報提供に係る方針は「IRポリシー」として明文化し、東京証券取引所が定める適時開示規則に則った情報開示を実施するとともに、投資判断に影響を与える重要情報については、全てのステークホルダーが平等に入手できるように努めています。 https://cartaholdings.co.jp/

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、コーポレート・ガバナンスを有効に機能させるために内部統制システムの充実が不可欠であると考えており、下記のとおり内部統制システムを整備するとともに、運用の徹底を図っております。

1.コンプライアンス体制(取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制)

- (1)取締役会規程を始めとする社内諸規程を制定し、社内システム上で閲覧できる状態にする。
- (2)役職員の職務執行の適切性を確保するため、内部監査担当部門を設置し、「内部監査規程」に基づき、内部監査を実施する。
- (3)法務担当部門は、役職員に対する教育研修体制を構築する。
- (4)法令違反その他のコンプライアンスに関する内部通報窓口を設置し適切に運用する。
- (5)反社会的勢力及び団体との関係を遮断し、反社会的勢力及び団体からの要求を断固拒否する。

2.情報保存・管理体制(取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制)

- (1)取締役会議事録、その他重要な書類等の取締役の職務執行に係る情報の取り扱い、取締役会規程、文書管理規程等の社内規程に基づき、文書又は電磁的記録により保存し、適切に保存及び管理する。
- (2)取締役会議事録を管理する部署である経理財務担当部門は、取締役会議事録に関する取締役及び監査役の閲覧請求に対して、何時でもこれら文書を閲覧に供する。

3.リスク管理体制(損失の危険の管理に関する規程その他の体制)

- (1)取締役会は、コンプライアンスや情報セキュリティ等のリスクに対処するため、社内規程・ガイドライン等を整備し、適宜見直すものとする。
- (2)経営上の重要なリスクに関する情報は、取締役会に報告を行う。
- (3)内部監査担当部門は、内部監査規程に基づき、各部門のリスク管理状況の監査を実施し、その結果を代表取締役に報告する。

4.効率性確保体制(取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制)

- (1)定時取締役会を毎月1回開催するほか、機動的に意思決定を行うため、臨時取締役会を開催するものとし、適切な職務執行が行える体制を確保する。
- (2)日常の職務の執行において、取締役会の決定に基づく職務の執行を効率的に行うため、職務分掌規程等の社内諸規程に基づき、権限の委譲を行い、各レベルの責任者が意思決定ルールに基づき業務を分担する。

5.企業集団内部統制システム(当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制)

- (1)当社の役職員が子会社の取締役等に就くことにより、子会社の職務執行状況を把握できる体制を確立する。
- (2)業務監査、内部統制監査等の内部監査により、子会社の業務の適正を確保する。
- (3)監査役は、その職務を行うため必要とする事項について、子会社に対しても事業の報告を求め、又はその子会社の業務及び財産の状況を調査することができる。

6.監査役補助使用人とその独立性(監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びに当該使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項)

- (1)監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、監査役専任のスタッフを置くこととする。
- (2)監査役は、経理財務担当部門・法務担当部門・内部監査担当部門所属の使用人に、監査業務に必要な事項を指示することができる。
- (3)監査役より監査業務に必要な指示を受けた使用人は、その指示に関して取締役の指揮命令を受けないものとする。

7.監査役への報告体制(取締役及び使用人が監査役に報告するための体制並びに子会社の役職員が当社の監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制)

- (1)取締役及び各関係部署は、監査役監査規程に基づき、監査役の求めに応じて必要な報告及び情報提供を行う。
- (2)会計監査人、取締役、内部監査担当部門等の使用人その他の者は、監査役会規程に基づき、監査役会の求めに応じて、必要な報告及び情報提供を行う。
- (3)当社及び子会社の役職員は、企業集団に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見した時は、直ちに当社の監査役に報告する。
- (4)前号の報告をした者に対して、当該報告をしたことを理由として不利な扱いをすることを禁止する。

8.監査費用の処理(監査役職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項)

監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理については、監査役職務執行に必要なと認められた場合を除き、速やかに処理するものとする。

9.監査役監査の実効性確保体制(その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制)

- (1)監査役は、取締役、会計監査人及び使用人との意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努める。
- (2)監査役は、取締役会に出席することにより、重要な報告を受ける体制とする。
- (3)監査役会は、代表取締役社長と定期的に会合をもち、意見交換等を行う。
- (4)監査役会は、監査役より職務執行の状況に関して定期かつ随時に報告を受けることにより、監査の環境を整備し監査の有効性、効率性を高める。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、コンプライアンス遵守を実践するために、「倫理規程」を定めており、その中では「法令遵守を前提として社会的に有用な製品・サービスを安全性や個人情報・顧客情報の保護に十分配慮して開発・提供し、消費者・顧客の満足と信頼を獲得する。」と定めており、また、当社における方針・基準として、「市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とのかかわりを断固として排除する。」旨を定めております。

これらを受け、当社の主要な会議やコンプライアンス研修などの機会を利用し、その内容の周知徹底を図っております。

当社における反社会的勢力排除体制としましては、「反社会的勢力対応ガイドライン」を制定し、所轄部署は法務担当部門として運用をおこなっております。

具体的には、新規取引先については、複数の情報サービスを利用して情報収集をおこない事前にチェックをおこなっております。継続取引先についても、少なくとも年に一度の取引先全社の再チェックをおこなっております。また取引先との間で締結される「基本契約書」では、取引先が反社会

的勢力であることが判明した場合は、契約を解除できる旨の反社会的勢力の排除条項を盛り込んでおります。
なお、所轄警察署や暴力団追放推進センターとの関係を強化するべく不当要求防止責任者を選任しております。

その他

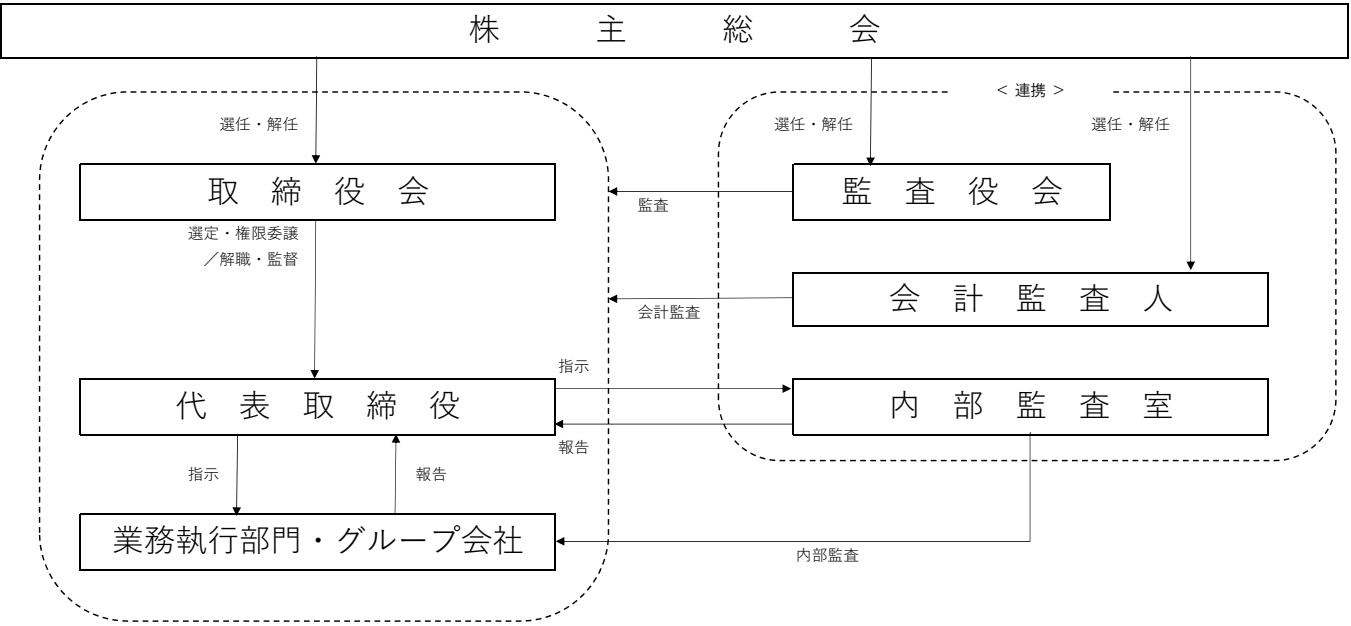
1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

【コーポレート・ガバナンス模式図】



【適時開示体制の概要】

